

災害時にアスベストを飛散させないために

災害時には、アスベスト※が使用されている建築物等の倒壊等により、アスベストが飛散し、建物利用者や周辺の方々の健康を害するおそれがあることから、次の点にご留意ください。

【平時の対応】

建築物等のアスベスト使用状況を調査し、アスベストの使用が確認された場合は、早めに除去されますようお願いいたします。

2006（平成 18）年にアスベストを含有する建材が禁じられましたので、それ以前に建てられた建築物にはアスベストが含まれていると疑ってみましょう。

アスベストが使用されているおそれのある建築物

- ・特に 1980（昭和 55）年以前に建てられた建築物に多い
- ・3 階以上の鉄骨造の建築物に多い
- ・防火地域、準防火地域に建てられた建築物に多い
- ・調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室などがある建築物に多い



厨房



居室天井



ボイラー室



玄関横シャッター周り



劣化したアスベスト含有吹付け材



吹付け材等は長い間に強度低下や損傷が起こり、少しの外圧（打傷・擦過）で破損します。劣化や損傷している場合は、非常に飛散し易い状態になっています。



天井裏の吹付け材



天井パーミキュライト仕上げ



機械室の吹付け材

アスベスト含有の判断が難しい建材があります。調査者などの専門家に相談しましょう！

（建築物のアスベスト安全対策の手引き（国土交通省）より引用）

【災害発生時の対応】

災害が発生した場合、速やかに、建築物等のアスベストの状況を確認して下さい。アスベストが飛散するおそれがある場合は、応急対応として、作業者の安全を確保したうえで、ビニールシート等による飛散防止措置や立入禁止など、建物利用者や周辺の方々へのばく露防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

※石綿含有仕上塗材は飛散の可能性は小さいとされていることからここでは対象としません。

【お問い合わせ先】

建築物等に使用しているアスベストの除去等を検討されている場合は…

●大気に関するお問い合わせ先

大気汚染防止法等の関係法令に基づく届出など、遵守事項等がありますので、次の担当部署にご相談をお願いします。

		大気担当部署	電話番号	担当地域	
大阪府	環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 大気指導グループ		06-6210-9581	守口市・寝屋川市・大東市・柏原市・羽曳野市・門真市・摂津市・藤井寺市・四條畷市・交野市・島本町	
	泉州農と緑の総合事務所 環境指導課		072-437-2530	泉佐野市・和泉市・高石市・泉南市・熊取町・田尻町・岬町	
大阪市	建物の解体 工事等に係る 届出・規制 及び苦情相談	環境局 環境管理部 環境管理課	北部環境保全監視グループ	06-6313-9550	北区・都島区・淀川区・東淀川区・旭区
			東部環境保全監視グループ	06-6267-9922	中央区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区・城東区・鶴見区
			西部環境保全監視グループ	06-6576-9247	福島区・此花区・西区・港区・大正区・西淀川区
			南東部環境保全監視グループ	06-6630-3433	阿倍野区・東住吉区・平野区
			南西部環境保全監視グループ	06-4301-7248	住之江区・住吉区・西成区
	総合的な相談	環境保全対策グループ	06-6615-7923	—	
岸和田市	市民環境部 環境課	072-423-9462	—		
豊中市	環境部 環境政策課 環境保全係	06-6858-2105	—		
池田市	環境部 広域環境保全課	072-754-6647	池田市・箕面市・豊能町・能勢町		
吹田市	環境部 環境保全課	06-6384-1850	—		
泉大津市	都市政策部 環境課	0725-33-1131	—		
高槻市	産業環境部 環境保全課	072-674-7486	—		
貝塚市	都市整備部 環境衛生課	072-433-7186	—		
枚方市	環境部 環境指導課	050-7102-6016	—		
茨木市	産業環境部 環境政策課	072-620-1644	—		
八尾市	経済環境部 環境保全課	072-924-3841	—		
富田林市	産業環境部 みどり環境課	0721-25-1000	—		
河内長野市	環境経済部 環境政策課	0721-53-1111	—		
松原市	市民生活部 環境予防課	072-334-1550	—		
東大阪市	環境部 公害対策課	06-4309-3204	—		
大阪狭山市	市民生活部 生活環境グループ	072-366-0011	—		
阪南市	市民部 生活環境課	072-471-5678	—		
忠岡町	住民部 生活環境課	0725-22-1122	—		
太子町	まちづくり推進部 生活環境課	0721-98-5522	—		
河南町	まち創造部 環境・まちづくり推進課	0721-93-2500	—		
千早赤阪村	住民課	0721-72-0081	—		

●その他のお問い合わせ

アスベストに係る法規制は「建築基準法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「労働安全衛生法」、「石綿障害予防規則」など安心・安全を守るため、多くの規制が定められています。詳細につきましては、各法令所管の担当部署にご相談ください。

また、民間建築物吹付けアスベストの調査・除去については、費用の一部を補助する制度があります（府内の一部の市）。詳しくは、[大阪府 石綿 補助](#) で検索して下さい。